

MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款 (新旧対照表)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款</p> <p>第1条 (趣旨)</p> <p>この約款は、投資信託 (投資信託総合取引規定第1条に定める「投資信託」をいいます。) に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「投資一任業者」といいます。) の投資一任契約 (以下「投資一任契約」といいます。) にかかる運用 (以下「当該運用」といいます。) で使用される <u>三菱UF Jアセットマネジメント</u> 株式会社の「国際MR F (マネー・リザーブ・ファンド)」受益権 (以下「MR F」といいます。) に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってMR Fの累積投資契約 (以下「本契約」といいます。) をお客様と締結します。</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときは、MR Fの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款</p> <p>第1条 (趣旨)</p> <p>この約款は、投資信託 (投資信託総合取引規定第1条に定める「投資信託」をいいます。) に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「投資一任業者」といいます。) の投資一任契約 (以下「投資一任契約」といいます。) にかかる運用 (以下「当該運用」といいます。) で使用される <u>三菱UF J国際投信</u> 株式会社の「国際MR F (マネー・リザーブ・ファンド)」受益権 (以下「MR F」といいます。) に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってMR Fの累積投資契約 (以下「本契約」といいます。) をお客様と締結します。</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときは、MR Fの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。</p> <p>(以下略)</p>